

地域指定年度	昭和 45 年
整備計画策定年度	昭和 46 年
特別管理事業実施年度	昭和 50 年
特別管理事業実施年度	平成 7 年
総合見直し実施年度	平成 25 年

高森町農業振興地域整備計画書

平成 25 年 5 月 15 日

長野県下伊那郡高森町

目 次

第1	農用地利用計画	
1	土地利用区分の方向	1
	(1) 総人口、世帯数及び産業別就業人口の動向及び見通し	1
	ア 土地利用の構想	1
	イ 農用地区域の設定方針	2
	(2) 農業上の土地利用の方向	2
	ア 農用地等利用の方針	2
	イ 用途区分の構想	3
	ウ 特別な用途区分の構想	3
2	農用地利用計画	3
第2	農業生産基盤の整備開発計画	
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	4
2	農業生産基盤整備開発計画	4
3	森林の整備その他林業の振興との関連	6
4	他事業との関連	6
第3	農用地等の保全計画	
1	農用地等の保全の方向	6
2	農用地等保全整備計画	6
3	農用地等の保全のための活動	7
4	森林の整備その他林業の振興との関連	8
第4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用促進計画	
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	8
	(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	9
	(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	9
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	10
3	森林の整備その他林業の振興との関連	10
第5	農業近代化施設の整備計画	
1	農業近代化施設の整備の方向	10
2	農業近代化施設整備計画	11
3	森林の整備その他林業の振興との関連	11

第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	11
2	農業就業者育成確保施設整備計画	11
3	農業を担うべき者のための支援の活動	11
4	森林の整備その他林業振興との関連	12

第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	12
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	12
3	農業従事者就業促進施設	12
4	森林の整備その他林業振興との関連	12

第8	生活環境施設の整備計画	
1	生活環境施設の整備の目標	12
2	生活環境施設整備計画	13
3	森林の整備その他林業振興との関連	13
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	13

第9	附図	
1	土地利用計画図（附図1号）	
2	農業生産基盤整備開発計画図（附図2号）	
3	農用地等保全整備計画図（附図3号）	
4	農業近代化施設整備計画図（附図4号）	
5	生活環境施設整備計画図（附図4号）	

別記	農用地利用計画	
(1)	農用地区域	
ア	現況農用地等に係る農用地区域	
イ	現況森林、原野に係る農用地区域	
(2)	用途区分	

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

当町は、長野県の南端、下伊那郡の北部に位置し、中央アルプスと南アルプスに囲まれ、天竜川がその間を流れる段丘の町です。周囲は北に松川町、南と西を概ね南大島川を境に飯田市に接し、東は天竜川を隔てて豊丘村、喬木村にそれぞれ接しています。当町はこの中央に位置し、標高は413mから1,889m、東西約9.1km、南北約7.6km、周囲13.4km、面積45.26k㎡を有しています。

気象は昼夜の気温差が大きい内陸性気候であり、年間平均気温は13.1℃、年間降水量と降雪量はそれぞれ1,560.8mmと103.1mmです。

地形は本高森山の最高点から東に向かって緩やかに扇状地が広がっており、中段には洪積大地、天竜川沿岸（下段）には沖積地帯が広がっています。集落及び耕地は概ねこの中段から下段に展開しています。

当町の幹線道路は、標高600m付近を中央自動車道が南北に縦断し、塩尻市から愛知県名古屋市に通ずる国道153号線が河岸段丘下段地帯を南北に縦断しています。県道は、飯島・飯田線が中央自動車道の東側を並行して南北に縦断し、同県道と国道153号線を東西に結ぶ山吹停車場線と市田停上市田線があります。鉄道は国道153号線と並行して南北にJR飯田線が貫通しています。飯田線は辰野と愛知県豊橋を結ぶ唯一の大量輸送機関です。これら既存の交通網を通じ、首都圏へは約4時間、中京圏へは約2時間、関西圏へは約4時間の運輸、市場条件にあります。

人口は平成22年度末現在で13,214人であり、近年微増傾向にありますが、今後は減少に転じ、平成27年には13,047人程度になると推測されます。

産業については第3次産業の就業者が増加傾向にある一方、第1次産業では減少傾向が顕著です。今後もこのような傾向が続くものと見込まれます。

このような条件のもと、当町における土地利用の構想は、土地の自然的条件や土地利用の動向等を考慮し、美しい農村環境を保全することを旨として定めるものとします。具体的には、都市計画用途地域を宅地化、商業地化をすすめる地域とし、都市計画用途地域及び山林地帯を除いた2,145haを農業振興地域として、無秩序な開発を防止し、優良農地の確保・保全に努めます。

単位：ha、(%)

区分 年次	農用地	農業用 施設用地	森林 原野	住宅用地	工場 用地	その他	合計
現在 (平成23年)	1,056 (23.3)	3 (0.1)	2,476 (54.7)	199 (4.3)	83 (1.8)	709 (15.7)	4,526 (100)
目標 (平成33年)	1,014 (22.4)	5 (0.1)	2,550 (56.3)	205 (4.5)	85 (1.9)	667 (14.8)	4,526 (100)
増減	△42	2	74	3	2	△25	

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 999ha のうち、次の a ～ c に該当する農地で、概ね 69ha（白地農地）を除いた 930ha について、農用地区域を設定します。

- a 集団的に存在する農用地
(10ha 以上の集団的な農用地)
- b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く）の施行に係る区域内にある土地
(農業用排水施設、区画整理、農地造成等)
- c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地
 - ・果樹、野菜等の地域の特産物を生産している農地で、産地の形成上確保しておくことが必要なもの
 - ・高収益を上げている野菜のハウス団地
 - ・周辺の優良農地の保全や、農業水利上の悪影響を防止するため、確保する必要がある農地
 - ・農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の経営地に隣接する一定規模以上の土地等、将来当該認定農業者等に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地
 - ・農業経営基盤強化促進法に基づく特定農業法人が集積することとされている土地
- d c の土地であっても、次の土地については農用地区域に含めないものとします。
 - ・道路等で公共的利用に供されることとなった農地。
 - ・自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる山林原野化した農地。
 - ・他法令に基づく区域等の設定により、農業振興地域の区域から外れることとなった農地。

(イ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア) において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要がある土地について農用地区域を設定します。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

集団的に存在する農用地及び、土地改良事業等を実施した農地を中心に優良農地の保全を強化し、合わせて、効率的かつ安定的な農業経営が占める農用地の利用の割合を高めます。また、各地域の特性を生かした主幹作物の産地化を進めます。

農用地区域における目標年の用途別面積を次のとおり見込みます。目標年次における農振農用地等の面積は概ね 902ha を見込んでいます。

単位：ha

項目	農地	採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地	合計	森林原野等
現況 (平成 23 年)	930	0	0	4	934	1,211
目標 (平成 33 年)	896	0	0	6	902	1,243
増減	△34	0	0	2	△32	32

イ 用途区分の構想

(ア) 下市田地区

標高 420m から 570m に位置し、農用地に占める水田の割合が高い地域です。今後も水田を中心にし、野菜、果樹等を取り入れた複合的土地利用を図ります。また、土地基盤整備や機械化による農作業の省力化が進んだ地域であるため、今後は必要に応じて効率的な施設更新を行います。基本的な用途指定は、中段を野菜地域に、下段を水稻及び飼料畑地域とします。

(イ) 牛牧、上市田地区

標高 500m から 690m に位置し、一部に山岳地域を含む地域であり、農業改善事業により果樹団地が造成されています。今後は、果樹を柱に主幹作物の産地化を図ります。基本的な用途指定は、中段南部を水田とし、その他を樹園地とします。

(ウ) 吉田、出原、大島山地区

標高 420m から 700m に位置し、土地改良総合整備事業等の実施により、果樹地帯が造成されており、水田の割合は減少傾向にあります。今後は、土地の形状により樹園地と水田の棲み分けを図ります。基本的な用途指定は、大島山中中部、吉田上段南部及び吉田河原を水田地域とし、その他を樹園地とします。

(エ) 山吹地区

標高 440m から 700m に位置し、上段は果樹地帯、地域の中央を流れる田沢川、天竜川に沿って水田が帯状に開かれています。農業構造改善事業等を実施し、圃場整備、農地造成、近代化施設等を整備しているため、今後はこれらの農業経営資源を利用して大型機械化の促進による農業の近代化を図ります。基本的な用途指定は、中段の田沢川流域及び下段天竜川河原地域を水田とし、その他を樹園地とします。

ウ 特別な用途区分の構想

なし

2 農用地利用計画

別記のとおり

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

当町の農業は、果樹を中心に水稻、野菜等が営まれています。農業従事者の減少や高齢化に伴い、耕作放棄地の増加が課題となっています。これに対応するため、用排水路や農道等、農業生産基盤の整備をすすめ、農業経営の合理化と農業施設の維持管理にかかる負担の軽減を図ります。合わせて、近年の異常気象や東海地震に対応するため、集落排水の整備や農道橋の耐震補強、情報基盤の整備を図ります。これら農業生産基盤の整備を進めることにより、地域の課題解決と、農村地域の活性化を推進します。

2 農業生産基盤整備開発計画

(単位：ha)

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
県営中山間地域総合整備事業	農業用排水施設整備	牛牧南井	4.3	1	
県営中山間地域総合整備事業	農業用排水施設整備	吉田中井南	23.8	2	
県営中山間地域総合整備事業	農業用排水施設整備	吉田中井上		3	
県営中山間地域総合整備事業	農業用排水施設整備	吉田中井下		4	
県営中山間地域総合整備事業	農業用排水施設整備	吉田中井東		5	
県営中山間地域総合整備事業	農業用排水施設整備	吉田河原		2.9	6
県営中山間地域総合整備事業	農業用排水施設整備	出原	6.8	7	
県営中山間地域総合整備事業	農業用排水施設整備	田沢北井上	12.3	8	
県営中山間地域総合整備事業	農業用排水施設整備	田沢中井		9	
県営中山間地域総合整備事業	農業用排水施設整備	田沢南井		10	
県営中山間地域総合整備事業	農業用排水施設整備	田沢北井下		11	
県営中山間地域総合整備事業	農業用排水施設整備	田沢北井北		12	

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	受益面積		
県営中山間地域総合 整備事業	農業用排水施設 整備	沢の田	1.5	13	
県営中山間地域総合 整備事業	農業用排水施設 整備	御用水	2.2	14	
県営中山間地域総合 整備事業	農業用排水施設 整備	駒場北田	0.7	15	
県営中山間地域総合 整備事業	農業用排水施設 整備	上平西井	4.2	16	
県営中山間地域総合 整備事業	農業用排水施設 整備	上平中井	4.9	17	
県営中山間地域総合 整備事業	農業用排水施設 整備	獅子田南	2.1	18	
県営中山間地域総合 整備事業	農業用排水施設 整備	獅子田中		19	
県営中山間地域総合 整備事業	農業用排水施設 整備	竜口河原南	11.9	20	
県営中山間地域総合 整備事業	農業用排水施設 整備	竜口河原北		21	
県営中山間地域総合 整備事業	農業用排水施設 整備	原城落し	2.2	22	
県営中山間地域総合 整備事業	農業用排水施設 整備	新田	3.9	23	
県営中山間地域総合 整備事業	農業用排水施設 整備（溜池）	藪原	25.9	24	
県営中山間地域総合 整備事業	農業用排水施設 整備（貯水槽）	千早原	38.7	25	
県営中山間地域総合 整備事業	農道整備	千早原北	38.7	26	
県営中山間地域総合 整備事業	農道整備	千早原中		27	
県営中山間地域総合 整備事業	農道整備	千早原南		28	
県営中山間地域総合 整備事業	農道整備	千早原横		29	
県営中山間地域総合 整備事業	農道整備	大丸山	2.9	30	
県営中山間地域総合 整備事業	農道整備	角田原	7.4	31	

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	受益面積		
県営中山間地域総合整備事業	農道整備	上深山田	5.2	32	
県営中山間地域総合整備事業	農地防災 (法面保護工)	北城	0.6	33	
県営中山間地域総合整備事業	暗渠排水	千早原 田沢	3.8	34	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

農業生産基盤整備事業の実施にあたっては、森林整備計画、その他林業施策との調整を図り、農業と林業の一体的な振興を図ります。

4 他事業との関係

農業生産基盤整備事業の実施にあたっては、他の公共事業等と調整を図り、効率的で効果的な事業実施を図ります。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

当町における耕作放棄地の面積は平成 22 年度末時点で 47ha に達し、近年増加傾向にあります。要因としては、農業従事者の高齢化や、それに伴う担い手の減少が考えられます。こうした状況の中、今後、農畜産物を安定的に生産し供給していくためには、耕作放棄地を削減し、農用地等の機能を保全していくことが重要です。

このため当町では、意欲ある農業者に対する農地の利用集積を促進すると共に、集落営農組織の育成を図ります。また、中山間地域等直接支払制度等の制度の活用や、新たな担い手の育成により、遊休農地の発生を抑え、優良農地の保全・管理を図ります。

2 農用地等保全整備計画

単位：ha

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	受益面積		
中山間地域等直接支払事業	農地・農道・水路の 保全管理	吉田	15.6	1	
中山間地域等直接支払事業	農地・農道・水路の 保全管理	塚越	1.6	2	
中山間地域等直接支払事業	農地・農道・水路の 保全管理	西部宮本	3.7	3	
中山間地域等直接支払事業	農地・農道・水路の 保全管理	大島山	8.8	4	

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	受益面積		
中山間地域等直接支払事業	農地・農道・水路の 保全管理	上市田	1.6	5	
中山間地域等直接支払事業	農地・農道・水路の 保全管理	中北	2.6	6	
中山間地域等直接支払事業	農地・農道・水路の 保全管理	共経	3.1	7	
中山間地域等直接支払事業	農地・農道・水路の 保全管理	上南 A	2.0	8	
中山間地域等直接支払事業	農地・農道・水路の 保全管理	牛牧上平中部	2.8	9	
中山間地域等直接支払事業	農地・農道・水路の 保全管理	正木	2.1	10	
中山間地域等直接支払事業	農地・農道・水路の 保全管理	越田	3.8	11	
中山間地域等直接支払事業	農地・農道・水路の 保全管理	山吹上	9.5	12	
中山間地域等直接支払事業	農地・農道・水路の 保全管理	田沢	3.7	13	
中山間地域等直接支払事業	農地・農道・水路の 保全管理	牛牧中央	2.6	14	
中山間地域等直接支払事業	農地・農道・水路の 保全管理	大島山南部	1.7	15	
中山間地域等直接支払事業	農地・農道・水路の 保全管理	上市田赤田井	1.6	16	
中山間地域等直接支払事業	農地・農道・水路の 保全管理	宮の上	1.7	17	
中山間地域等直接支払事業	農地・農道・水路の 保全管理	牛牧南	2.0	18	

3 農用地等の保全のための活動

(1) 農用地の流動化促進

農業委員会と営農支援センター「ゆうき」が共同で農地情報の収集・分析を行い、情報の一元管理をすすめます。また、収集した情報に基づき、意欲ある農業者に対し適切に農地を斡旋することで農地の利用集積を促進し、優良農地の保全を図ります。

(2) 集落営農組織等の育成

今後就農者の高齢化が益々進むと考えられるため、集落営農組織の育成を支援すると共に、農業生産法人の充実を図り、農作業の受委託及び受託耕作を促進します。

(3) 新たな担い手の育成

高森地域担い手育成総合支援協議会による新たな農業人材の育成確保を進めると共に、農業経営講座等を開催し、担い手による継続的安定的な営農活動を支援します。

(4) 中山間地域等直接支払制度の活用

中山間地域においては地理的に営農環境が厳しく、農用地の保全が困難となりやすいため、中山間地域等直接支払制度の活用によって、農用地の保全を図ります。

(5) 農業者戸別所得補償制度の活用

離農を防ぎ、農地の保全を図るには農業者の所得を安定させる必要があるため、農業者戸別所得補償制度を活用し農業者の所得確保を図ります。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

農用地保全事業の実施にあたっては、森林整備計画、その他林業施策との調整を図り、農業と林業の一体的な振興に留意して実施します。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

当町が目標とする効率的かつ安定的な農業経営は、農用地の集団化と生産性の向上により、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人あたり500万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり2,100時間程度）の水準を実現できるものとし、これらの経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指します。

また、これらの農業経営を育成するため、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」に基づく農業経営基盤強化促進事業を推進し、地域の特性を生かした主幹作物の産地化を進めます。合わせて、農業法人の育成等による農業の担い手の確保、育成、営農支援センター「ゆうき」の取り組みによる農用地の担い手への利用集積を図り、経営規模の拡大と複合経営を促進します。

目標とする営農類型は次のとおりとします。

区分	営農類型	目標面積 a	作目構成 a	戸数 (経営体 数)	利用集積 目標
	梨＋市田柿	170	幸水 40 豊水 40 南水 40 市田柿 50	—	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集積に関する目標を本町農用地面積の47%程度に設定する。
	桃＋梨＋市田柿＋りんご	165	あかつき 25 南水 25 豊水 25 市田柿 20 つがる 10 ふじ 20 シナスイト 20 シナゴールト 20		
	りんご＋市田柿＋ぶどう	140	シナスイト 40 ふじ 10 市田柿 30 巨峰加温 30 巨峰無加温 30		
	ぶどう＋市田柿	170	巨峰加温 30 巨峰無加温 50 巨峰露地 60 市田柿 30		
	りんご専業	160	つがる 30 シナスイト 30 ふじ 30 シナゴールト 40 秋映 30		
	梨＋りんご＋アスパラ（果樹複合）	110	豊水 20 シナスイト 40 アスパラ 50		
	りんご＋水稲＋市田柿（果樹複合）	190	つがる 20 シナスイト 40 ふじ 40 シナゴールト 40 水稲 40 市田柿 10		
	きゅうり専業	80	半促成 30 夏秋 20 抑制 30		
	施設きゅうり＋桃＋梨＋水稲＋市田柿（野菜複合）	185	半促成 30 抑制 30 あかつき 20 豊水 25 南水 20 水稲 50 市田柿 10		
	アスパラ＋市田柿（野菜複合）	90	アスパラ 50 市田柿 40		
	乳牛＋果樹（酪農複合）	230	乳牛 20 頭あかつき 40 市田柿 50 川中島白桃 40		
	肉牛専業		出荷 65 頭		
	ほんしめじ専業		30 万本*年3回転		
	ばら専業	40	ばら 40		
	カーネーション専業	40	カーネーション 40		
	ラン専業	40	シビジューム 8 千鉢		
	鉢物専業	80	シクラメン 70 その他苗物 80		

- ※1 営農類型は「高森町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」による。
 2 営農類型に示す対象作物は類型作目内の表示以外の作物の組合せを可能とする。

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農業法人や、意欲ある担い手等に対して農用地の流動化、集約化を進めることで農用地の効率的かつ総合的な利用を促進します。また、中山間地域等で担い手が不足する地域においては、集落を単位とした集落営農の組織化を促進し、農用地の効率的な利用を図ります。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

1の誘導方向を実現するため、以下の方策を重点的に実施します。

(1) 認定農業者等の育成対策

高森地域担い手育成総合支援協議会及び営農支援センター「ゆうき」を中心として、認定農業者及び意欲ある農業者への支援を実施します。具体的には、先進的技術や経営管理手法の指導を行うほか、外部講師による経営講座や、各種研修会を開催し、農業者の経営改善を支援します。これにより、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の方向について選択・判断出来るように誘導します。

(2) 農地の流動化対策

農用地の流動化と、利用集積を促進するため、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」に基づき、農業経営基盤強化促進事業を関係機関との連携のもとで推進します。

(3) 農業生産組織の活動支援

中山間地域等で、担い手が不足する地域では集落営農組織の活動を支援し、農作業の受委託、機械の共同利用等効率的な営農活動を促進します。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

当町では、農作業及び流通加工の効率化・機械化・系統化を図り、経済効率を上げうる大規模生産販売網の整備を目的として、農業近代化施設の整備を進めてきました。今後は既存施設が経年劣化等により更新時期を迎えるため、優先度の高いものから必要に応じて更新を行います。また、今後一層高度化、多様化するものと考えられる市場動向や営農環境に対応するため、必要に応じて新たな近代化施設の導入を促進します。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対凶番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
物流基地	山吹				JAみなみ信州	1	

3 森林の整備その他林業との関係

農業近代化施設整備事業の実施にあたっては、森林整備計画、その他林業施策との調整を図り、農業と林業の一体的な振興を図ります。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

当町農業が今後も持続的に発展していくためには、多様な人材が就農しやすい環境を整備すると共に、就農者に対する営農支援を継続的に実施していく必要があります。このため当町では、農業者相互の情報交換や交流の場を設けると共に、関係機関との連携のもと、農業経営や、農業技術の指導、提供に努めます。また、女性の農業活動への参加や、理解の促進を図ると共に、都市部住民に対し農業体験の場を提供することで、農業に対する理解を深めてもらう取り組みを実施します。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

(1) 農業経営・農業技術に関する情報提供

営農支援センター「ゆうき」、高森地域担い手育成総合支援協議会による営農支援のほか、高森町農業技術者連絡協議会の活動を促進すると共に、関係機関との連携のもと、営農技術の取得を支援します。

(2) 青年農業者の育成・確保

高森町農業青年経営者連絡協議会の活動を支援し、若い専業農家の育成・確保を図ります。

(3) 農業者相互の交流支援

農業者による情報交換会や、交流会等の開催を支援し、農業経営を営む個人・法人が連携・協力する体制づくりを促進します。

- 4 森林の整備その他林業振興との関連
該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

(単位：人)

第2種 兼業農家	世帯主 農業主	世帯主兼業主			総 計
		恒常的勤務	日雇・臨時雇・ 出稼ぎ	自営兼業	
		203	3	26	

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

市田柿等の地域資源を活用した農産物加工・販売施設の整備を促進し、就業機会の拡大を図ります。また、地域の農業法人等の設立および育成を支援し、安定的な就業の場を創出します。合わせて、リンゴ狩り等の収穫体験など、地元農産物を活用したグリーンツーリズムの取り組みを促進し、農業経営の多角化による就業機会の拡大を図ります。

新たな企業の進出については、企業及び地域の関係者と十分に協議し、農業従事者の安定雇用を確保します。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

当町では、住民が農村地域の繋がりを維持し、安全で快適な生活を送れるよう、集会施設の設置や、上下水道の整備を積極的に推進してきました。

今後は、必要に応じて防災安全施設の整備や、治山・治水事業を実施すると共に、地域の特性に応じた農村地域活性化施設の整備を進め、住民がいつまでも住み続けたいと感じることの出来る生活環境の整備を図ります。

2 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図番号	備考
集会施設	山吹 600 m ²	山吹下平	—	構想段階
営農飲雑用水施設	出原 一式	千早原	2	県営中山間総合整備事業
農業集落排水施設	牛牧 2 箇所	牛牧中北	3	県営中山間総合整備事業
農業集落排水施設	大島山 1 箇所	大島山水神堂	4	県営中山間総合整備事業
農業集落排水施設	大島山 330m	大島山	5	県営中山間総合整備事業
農業集落排水施設	吉田 260m	吉田西	6	県営中山間総合整備事業
農業集落排水施設	吉田 300m	横道	7	県営中山間総合整備事業
農業集落排水施設	山吹 400m	上平	8	県営中山間総合整備事業

3 森林の整備その他林業の振興との関連

生活環境施設整備事業の実施にあたっては、森林整備計画、その他林業施策との調整を図り、農業と林業の一体的な振興を図ります。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

その他の施設の整備にあたっては、本計画との整合に十分留意して行うものとします。